

住宅用土地にかかる税の減額について

取得した土地の上に住宅を取得すると、その土地の不動産取得税が減額される場合があります。下記に該当することとなった場合は、すみやかに減額（還付）申請書と必要書類を、4に記載のある担当の地域振興局県税部へ提出してください。

1 減額が適用される場合（詳しい条件、減税額は事例により異なります。）

- ① 土地取得後2年以内（平成16年4月1日から令和13年3月31日までの取得の場合は3年以内）に住宅(*1)が新築された場合
- ② 土地取得後1年以内に中古住宅又は新築で未使用の住宅を取得した場合のうち、一定の要件を満たした場合。

*1：延べ床面積（増築後の面積、附属建物を含む面積）が次の住宅に限ります。

不動産を取得した日	用途	下限		上限
		一戸建	一戸建以外※	
令和8年3月31日まで	貸家以外	50 m ²		240 m ²
	貸家	50 m ²	40 m ²	
令和8年4月1日以降	貸家以外・貸家	40 m ²		240 m ²

2 申請書記入事項

別紙「記入例」を参考にご記入ください。

3 申請に必要な添付書類（必要に応じて別途書類をお願いする場合があります。）

別紙「添付書類」を参考にご用意ください。

(1) 家屋に関する書類で a～c のいずれか一つのコピー

- a 家屋の全部事項証明書
- b 検査済証（2棟以上ある場合、確認申請書等の用途や面積内訳がわかるものも必要です。）
- c 建物表題登記申請書及び建物表題登記完了証
なお、登記情報サービスから印刷した登記情報は、登記官印がないため証明書類にはなりません。

(2) マイナンバー確認に関する書類（提出方法によって確認書類が異なります。）

(i) 取得者本人が窓口を持参、もしくは郵送で提出する場合（①、②のいずれか）

- ① 取得者本人の『マイナンバーカード』（郵送時は両面のコピー）
- ② 取得者本人の『個人番号が記載された住民票の写し、もしくは住民票記載事項証明書(*2)』と『顔写真付き身分証明書（運転免許証など）』（コピー可）

*2:マイナンバー通知カードの記載内容が住民票の記載事項と一致している場合は通知カードも可（郵送時は両面のコピー）（注：個人番号通知書は不可）

(ii) 記入済みの書類を取得者のご家族が窓口を持参して提出する場合

(i)の①か②に加えて、『来庁する方の顔写真付き身分証明書（運転免許証など）』と『親族であることが確認できる書類』

4 問合せ及び申請書の提出先

担当の県税部	電話番号	取得不動産の所在地
〒957-8511 新発田市豊町3丁目3番2号 新発田地域振興局県税部 課税課	0254-22-5106	新発田市、村上市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町、関川村、 粟島浦村
〒950-8716 新潟市東区竹尾2丁目2番80号 新潟地域振興局県税部 直税第2課	025-273-3143	新潟市、五泉市、阿賀町、 三条市、加茂市、燕市、 田上町、弥彦村、佐渡市
〒940-8567 長岡市沖田2丁目173番地2 長岡地域振興局県税部 課税課	0258-38-2504	長岡市、柏崎市、小千谷市、 見附市、出雲崎町、刈羽村
〒949-6680 南魚沼市六日町960番地 南魚沼地域振興局県税部 課税課	025-772-2660	南魚沼市、十日町市、魚沼市、 湯沢町、津南町
〒943-8551 上越市本城町5番6号 上越地域振興局県税部 課税課	025-526-9305	上越市、糸魚川市、妙高市